○花巻市営建設工事等の競争入札における指名停止措置要綱

平成１８年１月１日告示第１０号

花巻市営建設工事等の競争入札における指名停止措置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市営建設工事等の適正な施工を確保するため、市営建設工事等に係る条件付一般競争入札に参加させない措置及び指名競争入札において指名しない措置（以下「指名停止」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）市営建設工事等　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する建設工事で市が発注者となる工事並びに測量業務、建設関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の建設関連業務をいう。

（２）条件付一般競争入札　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の５の２の規定に基づき行う一般競争入札の方法をいう。

（３）暴力団等　花巻市暴力団排除条例（平成２７年花巻市条例第５２号）第２条第５号に規定する暴力団等に該当する者をいう。

（指名停止）

第３条　市長は、市営建設工事等請負資格者（花巻市営建設工事競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年花巻市告示第９号）第６条に規定する資格者名簿に登載された者又は花巻市営建設関連業務委託指名競争入札参加資格者要綱（平成２１年花巻市告示第２１５号）第６条に規定する資格者名簿に登載された者をいう。以下「資格者」という。）が別表第１、別表第２及び別表第３（以下「別表」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表に定めるところにより期間を定め、当該資格者について指名停止を行うものとする。

２　前項の規定により花巻市営建設工事競争入札参加者の資格等に関する要綱第６条に規定する資格者名簿に登載された者について指名停止を行うときは、花巻市営建設工事請負資格審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

３　市長が、第１項の指名停止を行ったときは契約担当者（花巻市財務規則（平成１８年規則第６０号）第２条第１２号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、当該資格者を入札の落札者としてはならない。当該資格者を現に条件付一般競争入札における参加資格確認又は指名競争入札における指名しているときには、その確認又は指名を取り消すものとする。

（警察との連携）

第４条　市長は、別表第３に掲げる措置要件に該当すると思われる情報があったときは、警察に当該情報の確認を行うものとする。

（下請負人及び共同企業体等に関する指名停止）

第５条　市長は、第３条第１項の規定により元請負人について指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

２　市長は、第３条第１項の規定により共同企業体又は事業協同組合等について指名停止を行うときは、当該共同企業体又は事業協同組合等の資格者である構成員（明らかに当該指名停止について、責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体又は事業協同組合等の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

３　市長は、第３条第１項又は前２項の規定による指名停止に係る資格者を構成員に含む共同企業体又は事業協同組合等について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第６条　資格者が一の事案により別表に掲げる措置要件の２以上に該当したときは、別表第１、別表第２又は別表第３に掲げる適用基準の期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

２　市長は、資格者が次の各号の一に該当することとなった場合は、指名停止の期間を加重することができる。ただし、資格者が別表第１から別表第３までの措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、加重措置の対象としないものとする。

（１）同一の資格者が、別表第１から別表第３までの措置要件に係る指名停止の期間満了後１年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第１から別表第３までの措置要件に該当する事案を発生させたとき。

（２）同一の資格者が、別表第２の措置要件の１、又は、２及び３の措置要件に係る指名停止の期間の満了後３年を経過するまでの間に、それぞれ同表第２の措置要件の１、又は、２及び３の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

３　市長は、資格者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表及び前２項の規定による指名停止の期間を短縮して定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の２分の１まで短縮することができる。ただし、市長が特に必要と認める場合は、これを超えて短縮することができる。

４　市長は、資格者について極めて悪質な事由があるため又は資格者が極めて重大な結果を生じさせたため、別表及び第１項の規定による期間を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の２倍まで延長することができる。

５　市長は、前２項の規定による期間を定める場合は、あらかじめ委員会の意見を聴くものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間特例）

第７条　市長は、資格者について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一つに該当することとなった場合には、指名停止の期間をそれぞれ該当各号に定める期間とすることができる。

（１）談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、資格者が、当該談合を行っていないと誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第２の措置要件の２又は３に該当したときは、２倍の期間とする。

（２）別表第２の措置要件の２又は３に該当する資格者について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６第１項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第９６条の６第２項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者（独占禁止法第７条の２第８項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）は、２倍の期間とする。

（３）別表第２の措置要件の２に該当する資格者について、独占禁止法第７条の２第７項の規定の適用があったとき（前２号に掲げる場合を除く。）は、２倍の期間とする。

（４）入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成１４年法律第１０１号）第３条第４項に基づく各省庁の長などによる調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかにあったときで、当該関与行為に関し、別表第２の措置要件の２に該当する資格者に悪質な事由があるとき（前３号に掲げる場合を除く。）は、１月を加重した期間とする。

（５）市又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第２の措置要件の３に該当する資格者に悪質な事由があるとき（別表第２の措置要件の１及び２に掲げる場合を除く。）は、１月を加重した期間とする。

２　市長は、指名停止期間が満了した資格者について、別表第２の措置要件の２に該当し、かつ、前項第１号から第３号までのいずれかに該当した場合等極めて悪質な事由が明らかになったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。

３　市長は、資格者について独占禁止法違反等の不正行為により、別表第２の措置要件の２に該当することとなった場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、指名停止の期間を当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の２分の１まで短縮することができる。

（指名停止期間の変更等）

第８条　市長は、指名停止の期間中の資格者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由のあることが明らかになったときは、別表、第６条及び前条に定める期間の範囲内で委員会の意見を聴いて指名停止の期間を変更することができる。

２　市長は、指名停止の期間中の資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該資格者について指名停止を解除するものとする。

（指名停止期間の承継）

第９条　市長は、指名停止の期間中の資格者について、合併、会社分割、営業又は事業の一部譲渡等の組織変更により当該資格者の業務を承継した資格者があるときは、次のとおり当該指名停止に係る期間を承継させるものとする。

（１）指名停止の期間中の資格者が消滅する会社合併の場合において次に該当するときは、当該指名停止に係る期間を承継させるものとする。

ア　承継した資格者の役員の半数以上が消滅する資格者の役員を兼ねているとき又は合併と同時に兼ねることとなるとき。

イ　消滅する資格者の役員又は役員であった者が承継した資格者の株式の過半数を保有するとき。

ウ　消滅する資格者と承継した資格者が親会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にあるとき又は親会社を同じくする子会社同士の関係にあるとき。

エ　アからウまでに該当しない場合で、合併比率が１対１以上のとき。

（２）新設合併による指名停止の期間中の資格者の業務の承継については、前号の規定を準用する。

（３）指名停止の期間中の資格者が会社分割を行ったときは、当該資格者の業務を承継した資格者全者に当該指名停止に係る期間を承継させるものとする。

（４）指名停止の期間中の資格者から営業又は事業の一部譲渡を受けた資格者については、営業又は事業の一部譲渡の対象となる業務を第９条第１号の消滅する資格者とみなして第９条第１号の規定を準用する。

（指名停止事由の通報）

第１０条　各部長等（花巻市財務規則（平成１８年花巻市規則第６０号）第２条第４号に規定する各部長等及び消防長をいう。以下同じ。）は、その分掌する事務に関して資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めたとき、又は第８条各項のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく財務部長に通報するものとする。

（指名停止の通知等）

第１１条　市長は、第３条第１項若しくは第５条各項の規定により指名停止を行い、又は第８条第１項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは同条第２項の規定により指名停止を解除したときは、当該資格者に対し、遅滞なくそれぞれ指名停止通知書（様式第１号）、指名停止期間変更通知書（様式第２号）又は指名停止解除通知書（様式第３号）により通知するとともに、ホームページで公表するものとする。

２　財務部長は、市長が前項の規定により、指名停止等の通知をしたときは、関係する各部長等に通知するものとする。

３　市長は、第１項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市営建設工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第１２条　契約担当者は、指名停止の期間中の資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第１３条　市長は、指名停止の期間中の資格者が市営建設工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第１４条　市長は、指名停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起等を行うことができる。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成１８年１月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月３０日告示第９０号）

この告示は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月２１日告示第７０号）

この告示は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年３月３０日告示第７８号）

この告示は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年６月２２日告示第２２５号）

この告示は、平成２１年７月１日から施行する。

附　則（平成２２年４月７日告示第１６８号）

この告示は、告示の日から施行する。

附　則（平成２３年３月２８日告示第８１号）

この告示は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年７月１４日告示第２６３号）

この告示は、告示の日から施行する。

附　則（平成２６年３月２８日告示第７２号）

この告示は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年２月９日告示第２２号）

この告示は、告示の日から施行する。

附　則（平成２９年３月３１日告示第９４号）

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

　　　附　則（令和２年８月２４日告示第３９２号）

この告示は、告示の日から施行する。

別表第１（第３条、第６条、第８条、第１０条関係）

市内において生じた事故等に基づく措置基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 措置要件 | 適用基準 | 期間 |
| （虚偽記載）１　市営建設工事等において、一般競争入札及び指名競争入札に係る競争入札参加確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | （１）工事等施工着手前に請負者から虚偽の記載について報告があったとき、又は（２）から（６）までに該当しない虚偽記載のとき。 | １月 |
| （２）契約から工事等施工着手までの間に市から虚偽の記載の指摘を受けたとき。 | ２月 |
| （３）工事等施工着手後に市から虚偽の記載の指摘を受けたとき。 | ３月 |
| （４）契約から工事等施工着手前までの間に虚偽の記載の事実が判明したとき。（（２）に該当する場合を除く。） | ４月 |
| （５）工事等施工着手後に虚偽の記載の事実が判明したとき。（（３）に該当する場合を除く。） | ５月 |
| （６）文書偽造又は事前共謀の事実があるとき。 | ６月 |
| （過失による粗雑工事）２　市営建設工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（が軽微であるときを除く。）。 | （１）工事等施工中の粗雑工事等が判明したとき。 | ２月 |
| （２）工事等施工中の損傷事故により粗雑工事等が判明し、市への報告が遅れたとき。 | ３月 |
| （３）工事等施工中に市により粗雑工事等が指摘されたとき。 | ４月 |
| （４）工事等完成後に、工事等検査などにより粗雑工事等が判明したとき。 | ５月 |
| （５）当該粗雑工事等の影響で完成工期が遅れたとき。 | ６月 |
| ３　市内における工事等で本表２に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。ただし、原則として建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。 | （１）工事等施工中の粗雑工事等が判明したとき。 | １月 |
| （２）工事等完成後に、工事等検査などにより粗雑工事等が判明したとき。 | ２月 |
| （３）当該粗雑工事等の影響で完成工期が遅れたとき。 | ３月 |
| （契約違反）４　本表２に掲げる場合のほか、市営建設工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | （１）契約条項の違反が判明したとき。 | ２月 |
| （２）完成工期が遅れたとき。 | ３月 |
| （３）一括下請を行ったとき、又は工事等施工に必要な報告を怠ったとき。 | ４月 |
| （公衆損害事故）５　市営建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者、重傷者若しくは軽傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。 | （１）公衆物損事故を生じた場合など、措置要件に該当するとき。 | １月 |
| （２）１名の軽傷者を生じさせたとき。 | ２月 |
| （３）１名の重傷者又は２名の軽傷者を生じさせたとき。 | ３月 |
| （４）２名の重傷者又は３名の軽傷者を生じさせたとき。 | ４月 |
| （５）１名の死亡者又は３名の重傷者若しくは４名の軽傷者を生じさせたとき。 | ５月 |
| （６）２名以上の死亡者又は４名以上の重傷者若しくは５名以上の軽傷者を生じさせたとき。 | ６月 |
| ６　一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者、重傷者若しくは軽傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 | （１）１名の軽傷者を生じさせた場合又は公衆物損事故を生じさせた場合など、措置要件に該当するとき。 | １月 |
| （２）１名の重傷者又は２名の軽傷者を生じさせたとき。 | ２月 |
| （３）死亡者又は２名以上の重傷者若しくは３名以上の軽傷者を生じさせたとき。 | ３月 |
| （工事等関係者事故）７　市営建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は重傷者若しくは軽傷者を生じさせたと認められるとき。 | （１）１名の軽傷者を生じさせたとき。 | １月 |
| （２）１名の重傷者又は２名若しくは３名の軽傷者を生じさせたとき。 | ２月 |
| （３）１名の死亡者又は２名若しくは３名の重傷者若しくは４名若しくは５名の軽傷者を生じさせたとき。 | ３月 |
| （４）２名以上の死亡者又は４名以上の重傷者若しくは６名以上の軽傷者を生じさせたとき。 | ４月 |
| ８　一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は重傷者若しくは軽傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 | （１）１名の重傷者又は２名若しくは３名の軽傷者を生じさせたとき。 | １月 |
| （２）死亡者又は２名以上の重傷者若しくは４名以上の軽傷者を生じさせたとき。 | ２月 |

別表第２（第３条、第６条、第７条、第８条、第10条）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 措置要件 | 適用基準 | 期間 |
| （贈賄）１　資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 刑法第１９８条（明治４０年法律第４５号）に定める贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | １２月 |
| （独占禁止法違反行為）２　業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１号に違反し、市営建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 次の（１）から（４）までに掲げる場合において、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号に違反する事実が判明したとき。（１）排除措置命令（２）課徴金納付命令（３）刑事告発（４）資格者である法人の代表者、資格者である個人又は資格者である法人若しくは個人の代理人、使用者その他の従業員の独占禁止法違反容疑による逮捕 | １２月 |
| （公契約関係競売等妨害又は談合）３　市営建設工事等の請負契約に関し、資格者である個人、資格者の役員又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 刑法第９６条の６に規定する公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | １２月 |
| （建設業法等違反行為）４　建設業法又は建設関連業務関係諸法の規定に違反し、市営建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | （１）指示処分がなされたとき。 | ２月 |
| （２）営業停止処分がなされたとき。 | ３月 |
| （３）代表役員等、一般役員等又は使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | ４月 |
| （４）代表役員等、一般役員等又は使用人が公共機関発注の事業に関し逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | ６月 |
| （５）一般役員等又は使用人が、市営建設工事等の事業に関連し逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | ８月 |
| （６）代表役員等が市営建設工事等の事業に関連し逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | ９月 |
| （不正又は不誠実な行為）５　別表第１、別表第３及び本表の１から４に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市営建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | （１）所管行政庁から、法令に違反し行政処分を行った旨の通報または公表があったとき（建設業の営業に関し行政処分があった場合に限る。）。 | １月 |
| （２）法令違反により一般役員等又は使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | ２月 |
| （３）市営建設工事等において、落札決定後契約辞退、資格者の過失による契約手続きが大幅に遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があったとき。 | ３月 |
| （４）代表役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | ４月 |
| （５）代表役員等、一般役員等又は使用人が公共機関発注の事業に関連し逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | ６月 |
| （６）一般役員等又は使用人が市営建設工事等に関連し逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | ８月 |
| （７）代表役員等が市営建設工事等に関連し逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | ９月 |
| （８）代表役員等、一般役員等又は使用人が花巻市の区域における産業廃棄物の不法投棄等により廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）違反で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | ９月 |
| ６　別表第１、別表第３及び本表の１から５に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、市営建設工事等の請負相手方として不適当であると認められるとき。 | （１）代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。 | ４月 |
| （２）公共機関発注の事業に関連し、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。 | ６月 |
| （３）公共機関発注の事業に関連し、代表役員等が懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起されたとき。 | ８月 |

別表第３（第３条、第４条、第６条、第８条、第10条関係）

暴力団排除措置基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 措置要件 | 適用基準 | 期間 |
| 資格者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有するなど、市営建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | （１）資格者の役員等が暴力団員であると認められるとき。 | ２４月 |
| （２）暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。 | ２４月 |
| （３）資格者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。 | ９月 |
| （４）資格者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。 | ９月 |
| （５）資格者の役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 | ９月 |
| （６）受注者が下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が（１）から（５）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。 | ９月 |
| （７）受注者が（１）から（５）までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（（６）に該当する場合を除く。）に契約担当者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。 | ２月 |
| （８）受注者が契約の履行に当たって、暴力団員等又は暴力団関係者等による不当要求又は妨害を受けたにもかかわらず、正当な理由なく契約担当者への報告及び警察への届出を怠ったと認められるとき。 | １月 |

様式第１号（第１１条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

様

花巻市長　　　　　　　　　　㊞

指名停止通知書

この度、貴　　　　　　　　が（の）　　　　①　　　　ことは、誠に遺憾であります。

したがって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。

今後はこのような事態が生ずることのないよう十分注意してください。

②（今後は、このような事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について　　年　　月　　日までに報告してください。）

記

１　指名停止の期間　③

２　指名停止の理由　④

（注）

１　①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。

２　②は、市営建設工事等に係る指名競争入札における指名停止措置要綱第１１条第３項の適用がある場合に使用する。

３　③には、指名停止の始期及び終期を記載する。

４　④には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

様式第２号（第１１条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

様

花巻市長　　　　　　　　　　㊞

指名停止期間変更通知書

年　　月　　日付け第　　号をもって貴　　　　　の指名停止を行った旨を通知したところでありますが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

１　変更前の指名停止の期間

２　変更後の指名停止の期間

３　変更の理由

様式第３号（第１１条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

様

花巻市長　　　　　　　　　　㊞

指名停止解除通知書

年　　月　　日付け第　　号をもって貴　　　　　の指名停止を行った旨を通知したところでありますが、この度、下記により当該指名停止を解除したので通知します。

記

指名停止解除の理由